

医学部課外活動団体の皆さんへ

今年度、課外活動を開始したい団体は、以下の通り、段階的に活動再開に向けた手順を進めます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、活動を制限しますので、予めご承知下さい。

○手順 1

令和2年度に活動する部員が決定した団体は、「課外活動団体継続（結成）届」を提出してください。

○手順 2

新型コロナウイルス感染症拡大防止策（密閉、密集、密接など）を理解し、十分な対策を講じた詳細な活動内容を記入した「課外活動許可願」を提出してください。

○手順 3

提出された「課外活動許可願」の内容が、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた活動に該当している場合には、活動が許可されます。

活動許可を受けた活動団体は、「課外活動許可願」に記載した対策を厳守して活動を行うことができます。

なお、「課外活動許可願」に記載した対策を講じずに活動したことが判明した場合は、その後の活動を取り消すことがあります。

令和2年5月15日

弘前大学医学部長	廣田和美
医学科学務委員長	鬼島 宏